

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

618号 2011

滋賀県各地でメーデーが開催されました



ろうNIPPON」とし、被災地での活動報告等がありました。

連合滋賀と滋賀県労働者福祉協議会は、第82回滋賀県労働者統一メーデーを4月29日と30日に県内4ヶ所で開催しました。今年も、東日本大震災を受けて規模が縮小されましたが、計約3,250人が参加しました。

中央集会はひこね市文化プラザで開催され、約1,000人が参加しました。第1部では「被災地の復旧、復興に長い目で支援活動を行いながら、日本全体の経済の活性化に寄与していきたい」などを訴え、「労働組合とNGO、NPOなど多くの組織が震災復興支援にむけて連携を深めよう」「働くことを軸とする安心社会の確立に総力を結集しよう」と呼びかけるメーデー宣言を採択しました。また、第2部を「つなが

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第82回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計約1,450人が参加しました。

中央集会は大津市の膳所城跡公園で開催され、約500人が参加しました。集会では、「東日本大震災の復興支援」「なくせ貧困と格差」「まもれ雇用と生活」などを訴え、働く仲間の総結集を呼びかけるメーデー宣言を採択しました。参加者らは集会の後、市内をデモ行進しました。



東日本大震災により事業活動に影響を受けておられる企業の皆さまへ

東日本大震災により事業活動に影響を受けておられる県内企業の皆さまへの県の支援情報等を滋賀県のホームページに掲載しています。

滋賀県では今後、下記の事業を実施する予定です。詳細が確定次第順次掲載します。

今後予定している事業

- 短期事業資金(地震特別枠)の創設 (平成23年5月25日～)
- 輸出品等にかかる放射線測定事業
- サプライチェーン再構築支援事業 など

掲載場所

滋賀県庁ホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/>) トップページ

東日本大震災に関する情報

ここをクリック

目次

- 表紙 メーデーが開催されました
企業向けの震災支援の情報提供について
- ②③ 震災支援：中小企業の資金繰り等の支援策について
- ④ 障害者の「働きたい」応援トークを開催しました
- ⑤ おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦受付について
- ⑥ 在職者訓練のお知らせ
ジョブ・カード普及サポーター企業の募集およびキャリア形成促進助成金の改正について
- ⑦ 両立支援レベルアップ助成金の変更点のお知らせ
- ⑧ 労働相談Q&A「男女の機会均等について」
- ⑨ 労働委員会だより
- ⑩⑪ 統計/資料 H22年賃金構造基本統計調査結果
H22年滋賀労働局監督指導結果
- ⑫ 滋賀の“三方よし”人づくり事業のサポーター企業の募集について
労働保険の年度更新のお知らせ

次のページでは、県内企業向けの県や国等による支援の一部を紹介しています。⇒

7月1日～7日は全国安全週間です

安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本!

厚生労働省

東日本大震災の影響を受けておられる中小企業等の 資金繰り等の支援策について

県制度融資「セーフティネット資金（新規枠・借換枠）（5号：業況が悪化している業種関連）」

地震による直接被害・間接被害双方とも利用可能。地震と関わりなく業況が悪化している場合もご利用いただけます。

東日本大震災の発生に伴い、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの措置として、融資の利用対象者を拡大しました。4月1日以降のセーフティネット資金（5号）の利用対象者は以下のとおりです。

【利用対象者】

◆対象業種：原則全業種（82業種）

◆融資対象要件（市町村でのセーフティネット5号認定要件）：

国が指定する業種に属し、次の（イ）～（ハ）のいずれかに該当するとして市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等

- （イ）最近3か月の平均売上高または平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高）が、前年同期に比べて5%以上減少していること。
- （ロ）原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格（加工賃を含む）の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っていること。
- （ハ）平成23年東日本大震災の発生後、原則として最近1か月の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

※注：複数の業種に属する事業を行っている場合、（イ）～（ハ）のいずれかの要件について、主たる事業と企業全体の両方で要件を満たすことが必要です。

【資金用途】（新規枠）経営の安定に必要な設備資金・運転資金
（借換枠）保証付融資の借換に必要な資金

【融資限度額】（新規枠）8,000万円、（借換枠）2億円

【融資利率】（新規枠）1.3%、（借換枠）1.8%

【お問い合わせ先】 滋賀県商工政策課 TEL 077-528-3714

資金繰りの特別相談窓口（滋賀県内）

東日本大震災の発生に伴い、事業活動に影響を受けている事業者の資金繰りの相談窓口を開設しています。

主な相談内容	相談窓口名称		連絡先	
融資（県制度融資）・ 資金繰りに関するご相談	滋賀県商工政策課（しが金融ホットライン）		077-528-3714	
融資に関するご相談	（株）日本政策金融公庫 大津支店（中小企業事業）		077-524-3825	
	（株）日本政策金融公庫 大津支店（国民生活事業）		077-524-1656	
	（株）日本政策金融公庫 彦根支店（国民生活事業）		0749-24-0201	
	（株）商工組合中央金庫 大津支店		077-522-6791	
	（株）商工組合中央金庫 彦根支店		0749-24-3831	
融資・資金繰りに関する ご相談	大津商工会議所	077-511-1500	八日市商工会議所	0748-22-0186
	彦根商工会議所	0749-22-4551	草津商工会議所	077-564-5201
	長浜商工会議所	0749-62-2500	守山商工会議所	077-582-2425
	近江八幡商工会議所	0748-33-4141	滋賀県商工会連合会	077-511-1470
	滋賀県中小企業団体中央会			077-511-1430
保証に関するご相談	滋賀県信用保証協会		077-511-1300	
制度全般に関するご相談	近畿経済産業局中小企業課		06-6966-6024	

国「雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）」

東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に「雇用調整助成金」が利用できます。

概要

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆さまをより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

【具体的な活用事例】

- 交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。 など

【主な支給要件】

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月または前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。（事業活動の縮小）
- 休業等を実施する場合、労働局またはハローワークに事前にその計画を届け出る必要があります。本助成金を受給しようとする場合は、ハローワークにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 お近くのハローワーク

滋賀労働局（国）「震災臨時総合相談窓口」

東日本大震災により各種営業がある事業主および労働者については困難な状況が続いていることと思いますが、労働関係のご相談がある場合には一次相談窓口として滋賀労働局総務部企画室にご相談いただければ、必要に応じて支援内容の概要、担当部署、窓口をご案内いたします。

「震災臨時総合相談窓口」設置場所

滋賀労働局 総務部 企画室（大津市御幸町6番6号） **TEL 077-522-6648**

滋賀労働局（国）「緊急相談窓口」

震災の影響による労働者や事業主の方からの労働条件・労務管理に関する相談、安全・衛生管理に関する相談、また、労働保険、労働災害・通勤災害に係る労災補償に関する相談に対応します。

「緊急相談窓口」設置場所

滋賀労働局 労働基準部 監督課（大津市御幸町6番6号）
TEL 077-522-6649



チャレンジドWORK運動推進事業

知事との《障害者の『働きたい』応援》トークを開催しました

平成23年3月17日(木)、嘉田知事が多賀町にある(株)クレールを訪問し、障害のある方をはじめ、会社の皆さんと対話を行いました。

(株)クレールは、参天製薬(株)の重度障害者多数雇用事業所として平成9年4月に設立し、平成10年5月に県内3番目の特例子会社(※)として認定されています。現在19名の障害者を雇用され、参天製薬(株)をはじめ13社で使用される無菌・無塵服のクリーニングなどを行っています。

当日は、障害のある方が実際に働いている様子や、クリーニング工程を見学した後、会社の皆さんと知事が対話を行いました。

対話には4人の知的障害のある方が参加され、嘉田知事の「仕事を続けてきて思うことは何ですか。」との質問に、「最初はコミュニケーションのとり方が分からず不安でしたが、今はみんなと仕事できて嬉しいです。」「雇用していただいた社長、相談役に感謝の気持ちをもって働いています。」「家族も喜んでくれています。」と答えました。その後、話題は初任給の使い道や今後の抱負などにおよび、終始和やかな雰囲気の中、話が弾みました。

(株)クレールの設立当初から携わってこられた長友相談役は「知的障害者の雇用は前例がなく不安でしたが、まずは受け入れてみようとの思いでスタートしました。今ではみんなが自信をもって仕事をしており、大変喜んでます。」と語りました。

対話を振り返って、嘉田知事は「社員全員が温かい気持ちでつながり、支え合い、高め合い、絆を深める。まさに社会が成長していく見本を見せていただきました。障害の有無に関わらず、一人ひとりが幸せな生活を送れるような滋賀県づくりを進めていきたい。」と感想を語りました。



※特例子会社制度

企業が障害者雇用に特別に配慮した工場等を子会社として設立し、障害者を集中的に雇用することで、企業全体の障害者雇用率を向上させる仕組みをいいます。

企業のメリットとしては、障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、職場定着率や生産性の向上が期待できることなどが挙げられ、障害者のメリットとしては、職業機会の拡大が図られることなどが挙げられます。

アメニティガーデン瀬田南
大津野郷原
Amenity Garden Otsu Nojohara

ソーラー発電付モデルハウスが新価格で登場!!

広告

角地 瀬田南小学区

SANYO ソーラーパネル付
オール電化住宅・全室照明付

新価格 2,880万円(税込)

敷地面積/134.51㎡(約40.68坪)
延床面積/110.96㎡(約33.56坪)



オール電化住宅

住宅生協 アメニティガーデン瀬田南 大津野郷原 分譲地概要
■所在地 滋賀県大津市野郷原1丁目 ■交通 近江バス「野郷原」バス停徒歩1分(30m) ■地目/宅地 ■用途地域 第1種住居地域 第1種中高層住居専用地域 ■建ぺい率/60% ■容積率/200% ■専有41区画 ■当社販売/17区画 ■今般販売/新築1戸(木造2階建)・宅地12区画 ■販売価格/1,125.5万円(宅地134.05㎡)~1,631万円(宅地222.32㎡) ■最多販売価格/形/1,200万円台6区画 ■全築建売6棟 ■建設/販売/関西電力株式会社 上下水道 大津市 築 大津市営(都市ガス) ■完成引渡前/大津市指定耐震等級1 2020年 ■築完成引渡前/宅地分譲地は建築工事請負契約を3ヶ月以内に締結した上で、工事完成後、全額無利息にて返戻いたします。 ■ご購入希望者で住宅生協組合員様でない方はご口以上出資していただく必要があります。(一〇五,000円) ■完工/滋賀県労働者住宅生活協同組合

売主

滋賀県労働者住宅生活協同組合

お問い合わせ

TEL.077-524-2800(代)

滋賀県知事(11)第631号 滋賀県大津市打出第2番1号 コラムビル21 6階 定休日/火・水・祝

http://www.shigajutaku.jp/

滋賀県労働者住宅生活協同組合

平成
23年度滋賀県技能者表彰(おうみの名工)
おうみ若者マイスター

～推薦の受付について～

滋賀県では、卓越した技能により、産業の発展や後進の育成指導に功績のあった方を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定し、若い技能者の技能研さんの意欲向上や技能尊重の気運が醸成されることを目的として、おうみ若者マイスター認定事業を実施しています。

今年度、以下のとおり「おうみの名工」の表彰と「おうみ若者マイスター」の認定事業を実施する予定ですので、県内の企業・事業所、市町、団体に候補者の方がおられましたら、是非ともご推薦いただきますようお願いいたします。

【推薦受付・お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

平成23年度予定

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工	—	候補者の推薦 受付開始		候補者の推薦 受付締切	審査会	表彰式
おうみ若者マイスター	候補者の推薦 受付開始		候補者の推薦 受付締切		審査会	認定式

主な表彰・認定基準

おうみの名工表彰基準	①県内に就業している者 ②全县を通じて優秀な技能を有し、後進の指導に努力し技能水準の向上に寄与した者 ③「滋賀県技能者表彰要綱」別表に定める職業部門、職業分類及び職種の従事者（現役） ④就業を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 ⑤他の技能者の模範と認められる者等
おうみ若者マイスター 認定基準	①県内に居住または勤務している者 ②平成23年4月1日時点で35歳未満であり、対象職種に従事している者 ③技能検定1級または単一等級以上の級に合格した者 ④技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験がある者、それと同等以上の技能を有することが客観的に認められる者等

参考：過去3年間の表彰・認定職種の状況（単位：人）

表彰または認定職種等	おうみの名工	おうみ若者 マイスター	表彰または認定職種等	おうみの名工	おうみ若者 マイスター
石工	1	1	特殊産業用機械組立工	1	
造園工	2	2	プラスチック成形工		1
織布工	1		自動車整備工		1
染物職	1		UVオフセット印刷工	1	
板金工	1		時計組立工・修理工	1	1
ばね製造工		1	かわらふき工		1
溶接工		1	建築塗装工		1
溶射工		2	宮大工	1	
鍛造工	1		仏壇漆塗士	1	
機械込造型工	1		仏壇木地製造伝統工芸士	1	
金属手仕上工	2		仏壇木地製造工	1	
金型仕上工	1		木製建具製造工	3	
研磨盤工	1	1	木彫工	2	
フライス盤工	2	1	西洋料理人	3	
旋盤工	3		日本料理人	3	1
金属熱処理工	1		和生菓子製造工	1	1
機械修理工	4		和干菓子製造工	1	
金属工作機械組立工	1	1	洋菓子製造工	1	
金属工作機械工	1	1	パリスト		1
数値制御金属工作機械工	1	1	理容師	2	
半導体組立工	1		美容師		1
電子複写機組立工		2	合 計	49	23

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

県および（独）雇用・能力開発機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◆県が開催するコース

- 機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接基礎技能習得、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、規矩術、インテリアコーディネータ試験受験準備など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など）

◆（独）雇用・能力開発機構が開催するコース

- 設計・開発（実践機械製図、製造技術者の油圧・空気圧技術、PLCによる電気空気圧応用制御など）
 - 加工・組立（被覆アーク溶接クリニック（鉄構）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術など）
 - 検査（精密測定技術）
 - 保全・管理（生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、電気保全など）
- コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

<申込み・問合せ先>

	滋 賀 県		（独）雇用・能力開発機構	
施 設	高等技術専門学校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門学校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発 短期大学校 （ポリテクカレッジ滋賀）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
T E L	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
F A X	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
H P	http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/index.html#seminar		http://www.ehdo.go.jp/shiga/z/kaihatu/index.html	

滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ

「ジョブ・カード普及サポーター企業の募集」および 「キャリア形成促進助成金の改正」について

滋賀県商工会議所連合会では、滋賀県地域ジョブ・カードセンターを設置し、ジョブ・カード制度の普及を推進するための活動を行っています。ジョブ・カード制度について下記の2点をご案内します。

1. ジョブ・カード普及サポーター企業を募集しています。

滋賀県地域ジョブ・カードセンターでは、ジョブ・カードの広範な普及のためジョブ・カードを採用面接等で活用していただく企業を募集しています。

また、キャリア形成促進助成金を活用して人材育成に取り組んでいただく場合には、訓練計画の作成、申請等の手続きを全面的に支援いたします。

優秀な人材の確保・育成のためまた、企業イメージのさらなる向上のために是非ともジョブ・カード普及サポーター企業としてご登録いただき、キャリア形成促進助成金制度をご活用ください。

2. キャリア形成促進助成金が改正されました。

ジョブ・カード制度関係助成金が廃止され、一般のキャリア形成促進助成金に整理統合されました。

<見直し後の助成内容> 短時間労働者等を対象とした訓練を中小企業者が実施する場合

Off-JTの実施助成

賃金および経費 の 1/2

OJTの実施助成

600円/1時間・人

※Off-JTの経費助成は、訓練時間により限度額があります。また、OJT実施助成の限度額は40万8千円です。

※1事業所あたりの限度額は、500万円です。

ジョブ・カード制度、ジョブ・カード普及サポーター企業の登録、キャリア形成促進助成金等に関するお問合せ、ご相談先

滋賀県地域ジョブ・カードセンター（滋賀県商工会議所連合会） TEL:077-521-4711

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター（長浜商工会議所） TEL:0749-64-3001

「両立支援レベルアップ助成金」は平成23年度に以下のとおり変更されます (平成23年9月1日からの変更内容については予定です)

主な改正の概要

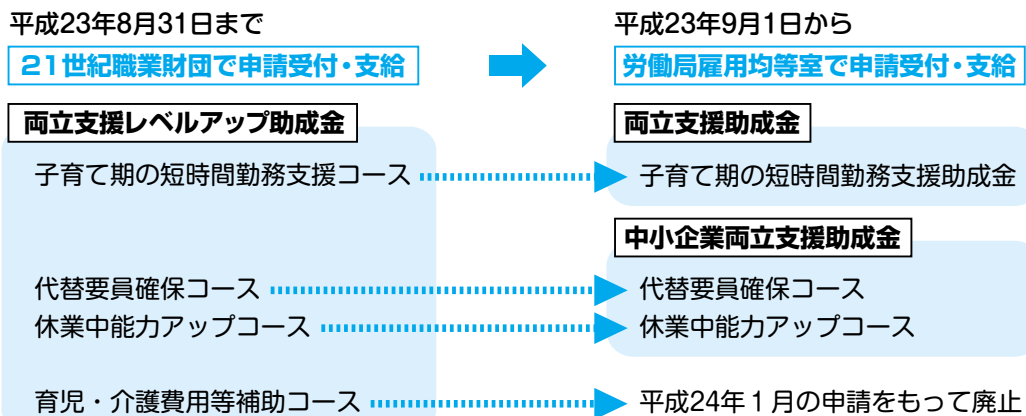
平成23年4月1日からの変更点

- 子育て期の短時間勤務支援コースについて、労働者数100人以下の事業主の支給金額が以下のとおり変更されました。

1人目：100万円 → **70万円**、2人目～5人目：80万円 → **50万円**

平成23年9月1日からの変更点

- 支給機関の変更に伴い、以下のとおり助成金が再編される予定です。



●代替要員確保コース・休業中能力アップコースの変更点

- 支給対象事業主を労働者数300人以下の事業主に限定。
- 一般事業主行動計画の届出等を事業主の規模に関わらず要件に追加。
- 「事業所ごとの申請」から「事業主（企業）単位での申請」に変更。
- 代替要員確保コースは、「平成12年4月1日以降、最初に支給対象労働者が生じた」という要件を廃止。支給金額を、一人あたり一律15万円に変更。
- 休業中能力アップコースの支給限度額を、一人あたり21万円に変更。

●育児・介護費用等補助コースを平成24年1月の申請をもって廃止

- 支給対象事業主は、平成23年8月31日までに支給要件を満たした事業主。
- 支給対象期間は、平成23年1月から12月まで

<お問い合わせ先> 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 育児・介護休業推進室
TEL 03-5253-1111 (内線7859)



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④毎月第2土曜日開催で利用しやすい ⑤安い費用 (10,500円) で解決

総合労働相談所

開催日：毎月第2・第4土曜日
13:00～17:00

年金相談センター

開催日：毎月第2土曜日
13:00～17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3780/077-511-1480



広告

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.ex.biwa.ne.jp/~shiga-sr>

労働相談Q & A

テーマ

「男女の機会均等について」



質問 1

一般職で入社しましたが、仕事にも慣れてきたので総合職に転換するための試験を受けたいと上司に申し出ました。しかし、「女性の総合職はいないから」という理由で断られました。このような理由は通用するのでしょうか？

回答 1

男女雇用機会均等法（以下「均等法」）第6条では、昇進・昇格、降格、職種の変更にあたって、その対象から男女のいずれかを排除することや異なる取扱いをしてはならないとしています。今回のケースでは、女性であることを理由に推薦を拒否したものであり、均等法に違反しています。

使用者には、女性に転換試験を受けさせないことや、推薦に男女異なる基準を設けたりすることは均等法違反であることを説明し、転換試験から女性を排除しないように申し入れましょう。

質問 2

教育訓練に、男性職員はほぼ全員が受講できますが、私たち女性職員はいつもシフトが組めないなどの理由で受講できません。教育訓練の対象者を性別によって区別しても良いのでしょうか？

回答 2

均等法第6条では、教育訓練にあたって男女のいずれかを排除することや、異なる取扱いをしてはならないとしています。

ただし、職種や職務上の地位が異なること等を理由とした結果、男女異なる取扱いとなった場合は同条に違反しているとは言えないこともあります。実態を詳細に把握・検証した上で判断します。

質問 3

当社では、男女労働者の比率が変わらないものの、女性管理職員が皆無に等しいため、女性管理職の育成に力を注ぐことにしました。そこで、女性だけを対象にした研修会を開催したいと考えていますが、女性だけを対象にすることは均等法に違反しますか？

回答 3

均等法では、性別を理由として扱いに差を設けることを禁じていますが、過去からの経緯や性別による誤った役割分担意識により生じた男女労働者間に存在する格差解消を目的にした『女性に限定した取り組み』や『女性優先の取り組み』の実施は、均等法8条において法違反でないとしています。

お問い合わせ先

●男女雇用機会均等に関する相談

滋賀労働局雇用均等室

(大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階)

電話：077-523-1190

受付時間

8:30～17:15(土日祝日除く)

●労働全般に関する相談

滋賀県労働相談所

(大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階)

電話：0120-967164 (県内は通話料無料)

受付時間

月～金（平日） 10:00～20:00
(12時30分～13時30分、15時00分～15時15分除く)

月～金（祝日） 17:00～20:00

土・日 10:00～16:00 (12時30分～13時30分除く)



労働委員会 だより

ご存じですか労働委員会！

滋賀県労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合（労働者）と使用者との紛争を解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。

労働委員会の役割

労働委員会は、主に次の2つの仕事を行っています。

調整の仕事

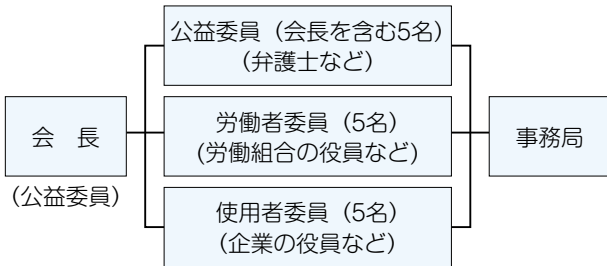
- 労働争議の調整
(あっせん、調停、仲裁)
- 個別的労使紛争のあっせん
など

審査の仕事

- 不当労働行為の審査
- 労働組合の資格審査
など

労働委員会の構成

労働委員会は、公益・労働者・使用者を代表する3者の委員で構成しています。

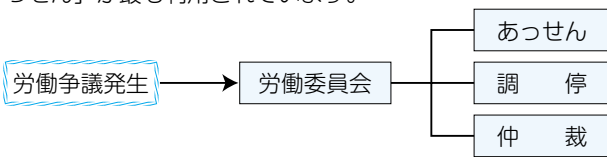


*労働委員会委員(第41期)の任期は、平成23年4月1日から2年間です。委員名簿は、労働委員会事務局ホームページに掲載しています。

労働委員会の主な仕事

1 労働争議の調整 (H22年度取扱：2件)

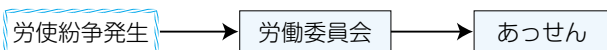
労働組合と使用者との労働争議の調整を行うため、「あっせん」、「調停」、「仲裁」という3つの方法があります。労働組合と使用者のどちらからでも申請でき、手続きが簡易な「あっせん」が最も利用されています。



*中立・公正な立場で労使双方の考えを聞き、主張を調整して歩み寄りを促すなど、話し合いによる解決を図るための援助を行います。

2 個別的労使紛争のあっせん (H22年度取扱：3件)

労働者個人と使用者との間の労使紛争を解決するため、個別的労使紛争の「あっせん」制度があり、労働者と使用者のどちらからでも申請できます。



*労働条件や労使関係（賃金カット・未払い、解雇、配置転換など）に関するトラブルが生じた場合、当事者双方の歩み寄りを促し、話し合いによる解決をお手伝いする制度です。

3 不当労働行為の審査 (H22年度取扱：15件)

使用者が不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または労働者個人は救済を申し立てることができます。救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当

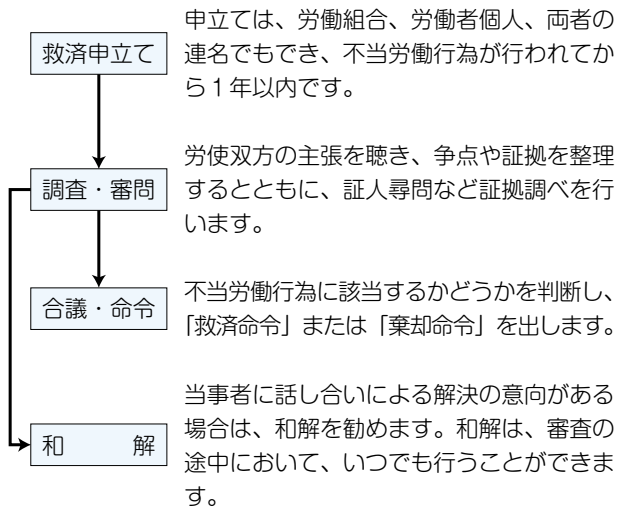
労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう命令を発します。

●不当労働行為とは？

労働組合法第7条では、使用者の次のような行為を「不当労働行為」として禁止しています。

- ①不利益取扱い
組合活動や組合結成を理由とする解雇・不利益な取扱いをすること。
- ②黄犬契約
労働組合の非加入・脱退を雇用条件にすること。
- ③団体交渉の拒否
正当な理由なく、団体交渉を拒否すること。
- ④支配介入
労働組合の結成や運営に介入したり、経済的援助を与えること。
- ⑤報復的不利益取扱い
不当労働行為の救済申立てをしたことを理由に、解雇や不利益な取扱いをすること。

●不当労働行為の審査の流れ



*労働委員会では、審査期間（救済申立てから命令までの期間）の目標を、1年6箇月以内としています。

4 その他

労働組合が労働組合法に定められている資格要件を備えているかどうかを審査したり、公益事業における争議行為の予告通知の受付および争議の実情調査を行っています。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町4丁目1番1号（県庁東館5階）

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

平成22年賃金構造基本統計調査結果について

この調査は、主要産業に雇用される労働者についてその賃金の実態を明らかにするため、平成22年6月分の賃金等について厚生労働省が調査したものです。調査の詳しい内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

※10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所についての集計結果です。

※本調査における賃金とは全て平均所定内給与額です。

※所定内給与額とは、6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額です。

1. 全国と滋賀県の一般労働者の産業別賃金

(単位：千円)

	男性							女性						
	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
全国	328.3	320.9	318.6	269.2	333.5	351.6	273.2	227.6	215.3	199.4	203.6	217.8	243.3	201.8
滋賀	317.5	332.9	313.2	285.7	321.4	354.1	263.3	220.8	200.9	201.9	180.3	206.9	246.4	185.2

注：産業計は日本標準産業分類に基づく16大産業の計です。(下記2も同じ)

2. 全国と滋賀県の短時間労働者の産業別1時間当たり賃金

(単位：円)

	男性						女性					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
全国	1,081	1,148	1,111	975	923	1,083	979	884	913	890	1,213	944
滋賀	1,056	1,171	1,050	905	895	1,022	961	911	938	871	1,171	944

3. 年齢階級・雇用形態別にみた賃金（全国）

年齢階級	男女計				男性				女性			
	正社員・ 正職員		正社員・ 正職員以外		正社員・ 正職員		正社員・ 正職員以外		正社員・ 正職員		正社員・ 正職員以外	
	賃金 (千円)	前年比 (%)	賃金 (千円)	前年比 (%)	賃金 (千円)	前年比 (%)	賃金 (千円)	前年比 (%)	賃金 (千円)	前年比 (%)	賃金 (千円)	前年比 (%)
年齢計	311.5	0.4	198.1	1.8	338.5	0.3	228.8	3.1	244.0	-0.3	170.9	-0.7
20~24	199.1	-0.1	166.6	-2.1	203.1	0.0	172.0	-1.8	194.4	-0.2	162.5	-2.3
25~29	233.8	-0.2	188.0	0.0	240.8	-0.5	198.3	0.1	222.2	0.2	179.1	-0.7
30~34	271.7	-0.1	198.3	-0.8	283.0	-0.5	217.4	-1.2	242.7	0.5	183.6	-1.5
35~39	309.8	-0.3	201.1	0.8	326.9	0.0	231.5	0.8	257.6	-1.8	181.7	0.1
40~44	351.9	-0.3	192.7	-0.9	377.2	-1.0	232.4	-2.4	270.4	-0.4	172.2	-1.0
45~49	381.8	0.6	189.7	-0.4	417.2	0.6	235.7	-1.1	275.2	-0.6	170.5	0.6
50~54	388.6	0.7	192.5	1.2	427.2	0.8	244.4	2.8	272.3	-0.6	165.3	0.2
55~59	371.5	1.0	199.7	1.8	405.7	1.2	251.3	5.9	260.4	-0.5	160.5	-0.8
60~64	287.8	-4.0	226.6	5.3	305.3	-4.4	251.3	5.9	238.5	1.0	163.1	-0.1
65~69	280.0	2.3	207.7	7.7	299.2	3.6	223.8	8.2	229.0	-2.6	155.4	-3.7

4. 産業・企業規模別にみた賃金（全国）

（単位：千円）

産 業	男女計				男 性				女 性			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
産業計	296.2	348.1	286.1	259.2	328.3	382.9	316.7	285.3	227.6	254.6	227.3	206.8
鉱業、採石業、砂利採取業	312.2	436.1	349.5	268.1	324.7	459.0	359.3	278.2	221.4	269.2	262.0	199.3
建設業	308.3	399.5	330.4	276.4	320.9	417.7	343.1	287.3	215.3	261.1	236.0	196.4
製造業	292.3	351.0	275.3	245.8	318.6	369.2	301.4	272.4	199.4	246.8	192.8	177.5
電気・ガス・熱供給・水道業	399.2	415.2	330.5	310.4	411.0	426.3	345.5	320.9	306.6	325.1	231.5	229.6
情報通信業	363.3	405.3	361.5	317.5	382.9	423.1	378.8	336.9	287.3	312.7	291.7	263.9
運輸業、郵便業	261.5	305.5	241.6	243.9	269.2	318.1	247.3	249.9	203.6	217.2	202.3	190.4
卸売業、小売業	297.7	327.5	294.0	275.4	333.5	373.5	326.6	306.4	217.8	231.5	211.9	212.2
金融業、保険業	364.0	366.9	351.4	368.0	467.1	491.3	410.9	424.5	252.0	252.2	245.7	267.5
不動産業、物品賃貸業	314.6	342.7	309.8	297.0	347.1	378.0	342.5	326.6	234.9	252.7	229.2	226.9
学術研究、専門・技術サービス業	380.5	429.4	379.1	317.1	407.6	445.9	407.6	345.3	273.2	308.7	282.5	245.5
宿泊業、飲食サービス業	236.8	260.7	239.0	218.9	267.5	290.2	268.4	249.6	187.1	201.2	191.1	175.9
生活関連サービス業、娯楽業	249.8	280.3	251.0	236.0	284.3	316.9	287.1	267.3	207.3	229.9	207.2	198.7
教育、学習支援業	386.2	467.3	405.0	273.2	445.8	511.3	444.0	330.1	299.6	364.6	336.4	232.7
医療、福祉	272.1	332.8	275.1	235.1	351.6	437.9	352.8	290.2	243.3	288.4	245.0	219.0
複合サービス事業	277.2	308.6	261.7	256.3	310.3	343.8	295.8	275.1	210.6	223.3	206.2	197.3
サービス業（他に分類されないもの）	251.2	260.4	243.4	254.2	273.2	289.8	265.0	271.4	201.8	201.1	199.8	205.6

※大企業：1,000人～ 中企業：100～999人 小企業：10～99人

平成22年の監督指導結果について 滋賀労働局

平成22年1月から12月までの間、県内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）では、1,590事業場に対して臨検監督を実施しました。

臨検監督の結果は下表のとおりで、何らかの法違反がみられた事業場は、967事業場（違反率は60.8%）でした。

違反の最も多かった事項は、労働時間・休日に関するもので、違反のあった事業場967事業場のうち318事業場（32.9%）で違反がみられました。次に多かったのは安全基準に関するもので、236事業場（24.4%）で違反がみられました。

滋賀労働局では、今後も一般労働条件の確保、労働災害・健康障害の防止を行政の重点課題として、事業場の指導に取り組むこととしています。

平成22年 監督指導実施結果

事項 業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同違反事業場比率 %	使用停止処分事業場数	労働基準法				労働安全衛生法										じん肺法 7条 8条 9条	最賃法 4条		
					15条	32条 35条 ほか	37条	89条	11条	12条	14条	17条 18条 19条	20条 ～ 25条	45条	59条 60条	61条	65条	66条				
					労働条件の明示	労働時間・休日	割増賃金	就業規則	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定			健康診断一般	健康診断有機溶剤
全 産 業	1,590	967	60.8%	38	85	318	191	129	12	55	41	33	236	46	51	12	13	26	49	10	8	42
製 造 業	663	401	60.5%	8	36	184	95	54	12	19	29	11	76	36	35	8	5	24	18	8	7	31
建 設 業	489	279	57.1%	28	2	4	4	2			11		144	8	12	2	5	1		1	1	1
運輸交通業	68	50	73.5%		11	27	9	10			3	3	2		1		1		10			1
商 業	124	86	69.4%		16	37	34	18		5	1	3	3			1	1	6	1			6
保健衛生業	71	54	76.1%		8	22	13	22		15		10			1			7				
接客娯楽業	45	34	75.6%		4	16	26	12		3		1						4				
そ の 他	130	63	48.5%	2	8	28	10	11	0	10	0	5	11	2	3	1	1	0	4	0	0	3

滋賀県からのお知らせ

貴社の将来を託せる若手人材との出会いをお手伝いします

滋賀の“三方よし”人づくり事業
サポーター企業を募集しています

- 県では、県内企業への就職を希望する若年求職者と若手人材の確保をお考えの企業さまとのマッチングを促進する事業を実施しています。
- 昨年度1期生45名の就業支援を行い、36名が就職に結びつきました。現在、2期生として今春の新規学卒者で県内企業での就職を目指す18名の人材育成を行っています。
- 若手人材の確保をお考えの企業さまには、貴社のニーズに合った人材と出会っていただける絶好の機会になると思います。
- 既に約390社の企業さまに「サポーター企業」としてご参画いただいています。
- ご連絡いただけますと、専門のコーディネーターが貴社に伺い、人材ニーズ等を聞かせていただきます。

※サポーター企業さまの経費のご負担はありません



▲4月に開催した企業交流会の様子

●対象人材●

入社後の定着や、将来を担う中核人材の育成を目指して独自に開発した人材育成プログラムを受講した人材です

サポーター企業としてご参画いただくこと…

- 育成人材の情報や育成プログラムの進捗を、随時、メールやホームページ等を通じて提供
- 育成人材との交流会への参加をはじめ、日々の研修の様子をご覧いただくこと等が可能
- 興味ある人材には、「トライアウト・ワーキング」の形で自社での実地研修を行っていただくことが可能

お問い合わせ

滋賀県 労働雇用政策課 就業支援室 TEL 077(528)3759

滋賀の“三方よし”人づくり推進センター TEL 077(565)2700

〔受託企業〕オムロン パーソナル株式会社 滋賀オフィス <http://www.shiga-sampo.org/>

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険の年度更新手続きをお願いします

平成23年度の年度更新手続き期間は、**6月1日(水)～7月11日(月)**です

年度更新申告書は5月31日に大阪より一斉送付されます

滋賀労働局労働保険徴収室 TEL 077-522-6520

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きは、平成22年度の**確定保険料**と平成23年度の**概算保険料**・**一般拠出金**（石綿健康被害救済法）を、**申告・納付**していただく大変重要な手続きです。

最寄りの**金融機関（銀行か郵便局）、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）、滋賀労働局労働保険徴収室**等において早めに済ませてください。

（注）公共職業安定所、社会保険・徴収事務センターでは納付はできません。

※なお、平成23年度については、労災保険料率および雇用保険料率の変更はありません。

※期間中県内各地域で、**年度更新説明会** 及び **年度更新申告書受付・相談会** を開催いたしますのでご利用下さい。（日程等は、滋賀労働局ホームページをご覧ください。<http://www.shiga-roudou.go.jp/>）

※年度更新の手続等についてのお問い合わせは、**厚生労働省コールセンター** をご利用ください。

【電話番号】0120-995-986 【開設期間】5月23日～7月15日の月～金曜日：9時～17時

お知らせ

滋賀労働617号でお知らせしました「ファザリング全国フォーラム in しが」は、東日本大震災の被災状況を考慮し、平成24年2月に開催が延期されます。

なお、プレイベントとして平成23年6月18日(土)に「震災復興」をメインテーマに据えたチャリティーフォーラムが開催されます。子どもたちの笑顔を守るために、わたしたちができることについて、一緒に考えてみませんか。

詳しくは [ファザリング震災復興](#)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL077-528-3751 FAX077-528-4873

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/>